

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター建築物省エネ法判定業務約款

平成 29 年 4 月 1 日制定

(責務)

- 第 1 条 提出者又は申請者(以下「甲」という。)及び一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「乙」という。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年度法律第 53 号。以下「法」という。)、同法施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款及び建築物省エネ法判定業務規程(乙が別に定めた規程。以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明申請の確認の業務(以下「業務」という。)を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、乙が別に定める業務規程(別表 3)に基づき算定された額の判定料金を、第 3 条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明申請の確認のために必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙の業務において、対象建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請(以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。)に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を添えるなど説明等の追加又は訂正等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。

(業務期日)

- 第 2 条 乙の業務期日は、この契約が締結された日(以下、「契約日」という。)から 14 日以内(業務規程第 3 条第 2 項に規定する休日は含まない。以下本条において同じ。)とする。ただし、業務規程第 11 条第 3 項の規定による通知書を交付したもの又は前条第 6 項による期限を明示したものについては、契約日から 28 日の範囲内において通知書等に記載された期間とする。
- 2 乙は、甲が前条第 5 項及び第 6 項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(判定料金の支払期日)

第 3 条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 支払方法が現金の場合 契約日
- (2) 支払方法が振込みの場合 契約日から 7 日以内(金融機関の休日となる場合は、翌営業日とする。)

- 2 前項第2号に掲げる支払期日は、事前に甲と乙との間において協議した場合は別に定める日とする。

(判定料金の支払方法)

第4条 甲は、判定料金を前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みで支払うものとする。なお振込み費用は乙の負担とする。

(計画の変更)

第5条 甲は、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書の交付前までに甲の都合により対象建築物の建築物エネルギー消費性能計画又は軽微変更該当証明申請書を変更する場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があったものとみなす。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、また、その見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該判定料金が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条第4項に掲げる判定料金を第3条の各号に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- (3) 前各号のほか、不可抗力により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該判定料金が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(乙の責任)

- 第10条 この契約は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではない。
- 2 この契約は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではない。
- 3 乙は、甲から提出された建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る図書に虚偽があったことが適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付後に発覚した場合、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明申請の確認の結果について責任を負わない。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。